

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【公表番号】特表2008-508173(P2008-508173A)

【公表日】平成20年3月21日(2008.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-011

【出願番号】特願2007-523131(P2007-523131)

【国際特許分類】

C 03 C 17/245 (2006.01)

C 03 C 17/34 (2006.01)

C 03 C 17/36 (2006.01)

F 24 B 1/192 (2006.01)

F 24 C 15/06 (2006.01)

【F I】

C 03 C 17/245 A

C 03 C 17/34 Z

C 03 C 17/36

F 24 B 1/192

F 24 C 15/06 C

F 24 C 15/06 E

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月11日(2008.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラス材料で作られた少なくとも1つの基板から形成され、少なくとも1つの反射被膜を前記基板の面の少なくとも1つの上に含む、暖炉インサート又はストーブのための板。

【請求項2】

ガラス材料で作られた少なくとも1つの基板から形成された前記板がガラス-セラミック板である、請求項1に記載の板。

【請求項3】

耐熱性が少なくとも500である、請求項1又は2のいずれかに記載の板。

【請求項4】

耐熱性が少なくとも600である、請求項3に記載の板。

【請求項5】

耐熱性が少なくとも650である、請求項4に記載の板。

【請求項6】

耐熱性が少なくとも700である、請求項5に記載の板。

【請求項7】

光反射率R_Lが20~80%である、請求項1~6のいずれか1つに記載の板。

【請求項8】

光反射率R_Lが30~70%である、請求項7に記載の板。

【請求項9】

前記被膜が、1.8を超える高屈折率の誘電性材料に基づく単層の被膜である、請求項

1 ~ 8 のいずれか 1 つに記載の板。

【請求項 1 0】

前記被膜が、1 . 8 を超える高屈折率及び1 . 6 5 未満の低屈折率の交互した誘電性材料に基づく薄膜多層体によって形成されている、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 つに記載の板。

【請求項 1 1】

前記被膜が、次の交互した酸化物層： $TiO_2 / SiO_2 / TiO_2$ を含む多層体から形成されている、請求項 1 0 に記載の板。

【請求項 1 2】

前記被膜が、少なくとも 1 つの金属層を含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 つに記載の板。

【請求項 1 3】

前記少なくとも 1 つの金属層が、誘電性材料に基づく少なくとも 1 つの層により保護されている、請求項 1 2 に記載の板。

【請求項 1 4】

前記被膜が少なくとも外部面上に1 . 8 を超える高屈折率の層を含む、請求項 1 ~ 1 1 のいずれか 1 つに記載の板。

【請求項 1 5】

前記被膜が、暖房機器の外側に向けられることを意図した面上にある、請求項 1 ~ 1 4 のいずれか 1 つに記載の板。

【請求項 1 6】

反対面上に他の種類の機能を有する被膜も付与された、請求項 1 ~ 1 5 のいずれか 1 つに記載の板。

【請求項 1 7】

前記他の機能を有する被膜が、ドープされた金属酸化物で作られた低放射機能を有する被膜、又は SiO_2 で作られた被膜である、請求項 1 6 に記載の板。

【請求項 1 8】

前記ドープされた金属酸化物が $SnO_2 : F$ である、請求項 1 7 に記載の板。

【請求項 1 9】

請求項 1 ~ 1 8 のいずれか 1 つに記載の少なくとも 1 つの板を含む、暖炉インサート又はストープ型の機器。

【請求項 2 0】

前記ガラス基板上に少なくとも 1 つの反射被膜を堆積する工程を含む、請求項 1 ~ 1 8 のいずれか 1 つに記載の板を製造する方法。

【請求項 2 1】

前記反射被膜の前記堆積がカソードスパッタによって行われる、請求項 2 0 に記載の方法。

【請求項 2 2】

少なくとも 1 つのスパッタ、熱分解又は蒸着コーティングを含む、請求項 1 ~ 1 8 のいずれか 1 つに記載の板を製造する装置。